

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域間連系線の利用ルール変更に伴う卸電力取引所における電力取引に係る所要の整備	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電力システム改革の進展を踏まえた地域間連系線利用のルール変更に伴い、ルール変更前は社外取引（相対契約）として行っていたエリアをまたぐ電力取引が、卸電力取引所のスポット市場を介して取引しなければならなくなることにより、各事業年度の法人事業税の課税標準たる収入金課税の対象となる。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方税法における電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、地方税法第72条の24の2、地方税法施行令第22条第1項第6号に規定された電気供給業を行う法人の収入金額から控除する金額に、連系線利用ルールの変更に伴う下記①～③の新しい契約形態等により支出する金額（※）を含める。（※）スポット市場における電力の購入・販売代金の調整金額のことを指す。</p> <p>① 特定契約：連系線利用ルール変更後も、当事者間の合意により、取引所のスポット市場価格にかかわらず特定の価格でエリア間をまたいだ電力取引ができるように、（ア）スポット市場を介して電力を受渡すこと、（イ）特定価格、（ウ）特定価格の一部（市場価格）が取引所で決済されること、（エ）残り（特定価格と市場価格の差額）を直接支払うこと、を内容とした契約。</p> <p>② 経過措置：スポット市場におけるエリア間をまたいだ電力取引量が連系線の容量を超えた場合には、市場分断処理が行われ、エリアごとに約定価格が決まるので、スポット市場における取引には、エリア間値差により損益が発生する可能性がある。このため、既に長期で連系線の利用登録が済んでいる電力取引については、平成38年3月までの間、従来と等価な相対契約を締結できるようにする仕組み（エリア間値差は、卸電力取引所の収入として蓄積されるので、当該収入を原資として、エリア間値差相当分を、スポット市場における電力の購入（販売）代金に調整できる仕組み）。</p> <p>③ 間接的送電権等：経過措置の対象にならない事業者についても、スポット市場において市場分断が生じた場合に、エリア間値差の問題なく固定価格等で電気の受け渡しを行う相対契約を締結できるため等の仕組み（エリア間値差相当分を、スポット市場における電力の購入・販売代金に調整できる仕組み）。（平成31年度取引開始予定）</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">                     地方税法 第72条の12、同法第72条の24の2                      地方税法施行令 第22条 等                 </div>	
減収見込額	[初年度] ( — ) [平年度] ( — ) [改正増減収額] (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的          電力システム改革の進展を踏まえた新たな地域間連系線利用ルールをより一層円滑に実施し、効率的な地域間連系線の利用、広域メリットオーダーの達成を税制が阻害しないよう整備する（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要）。</p> <p>(2) 施策の必要性          エリアをまたぐ電力供給量はエリア間を結ぶ地域間連系線の容量の制約を受けるため、発電コストの安価な電力が優先して地域間連系線を利用して低廉な価格の電力を需要家に供給できるように、地域間連系線利用ルールを見直し（地域間連系線を利用できる電力は、原則として卸電力取引所で取引された電力のみ）、平成30年度から新たな地域間連系線利用ルールを導入する予定。          こうした方針の下、新しい地域間連系線利用ルールの導入に伴い電気事業者が講じる特定契約等の契約形態は、卸電力取引所における電力取引を前提としたもので、特定契約等に基づく支出に相当する金額は課税標準たる収入金額の控除対象と整理し、新しい地域間連系線利用ルールへの移行を円滑にするための施策が必要。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	電力システム改革の一貫である新しい地域間連系線利用ルールをより一層円滑に実施させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久処置
	同上の期間中の達成目標	電力システム改革の一貫である新しい地域間連系線利用ルールをより一層円滑に実施させること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	1,030社（2017年7月末時点の小売電気事業者数と発電事業者数の合計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新しい地域間連系線利用ルールの導入に伴い、特定契約等に基づく支出に相当する金額は課税標準たる金額の控除対象と整理し、新しい地域間連系線利用ルールへの移行を円滑にすることができることを見込む。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	新しい地域間連系線利用ルールの導入に伴い、特定契約等に基づく支出に相当する金額は課税標準たる収入金額の控除対象と整理し、新しい地域間連系線利用ルールへの移行を円滑な実施に寄与する観点で妥当性を有する。
	ページ	5—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	5—4